

東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画(第6次)」について

1 概要

東京二十三区清掃一部事務組合が策定する一般廃棄物処理基本計画(以下、「清掃一組一廃計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、東京23区の一般廃棄物の中間処理について定めるものである。

清掃一組一廃計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年毎に改定を行っており、令和8年7月に清掃一組一廃計画(第6次)が策定された。

2 計画の主な内容

(1)ごみ量推計(本編 20～23 ページ)

東京23区域の人口は、令和17年度の1,005万人まで増加し続ける予測であるが、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、家庭ごみは減少する推計となった。一方で、事業系ごみは、都内総生産と相関があり、コロナ禍以降の経済回復に伴って増加していく推計となった。

家庭ごみと事業系ごみを合わせた総ごみ量は、当面横ばいから微増で推移し、令和17年度以降は255万トン前後で推移する推計結果となった。

(2)施設整備計画(本編 24～33 ページ)

今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えた施設整備計画を策定した。ごみ量推計に対して焼却能力が過大・過小とならないよう、東京23区内の焼却能力のアンバランス是正などを考慮した計画としている。

その中で、板橋清掃工場については、令和13年度～令和22年度にかけて建替工事を実施し、焼却能力を既存の600トン/日から900トン/日へ拡大する予定である。

(3)最終処分場の延命化(本編 34～35 ページ)

ごみ量の変化に応じて、年間の最終処分量は17万トン台で推移する見込みである。プラスチック再資源化等のごみ減量施策による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していくために、引き続き焼却灰の資源化を実施していく。

3 板橋清掃工場建替スケジュール(予定)

(1)建替計画の策定及び建替工事

令和8年度～令和9年度	建替計画の策定
令和13年度～令和22年度	建替(解体・建設)工事期間

(2)環境影響評価

令和8年度～令和9年度	調査計画の作成
令和9年度～令和12年度	現況調査・評価書作成
令和13年度～令和24年度	事後調査

(3)建替協議会(地域・区・清掃一組で構成する会議体)

令和8年10月及び令和9年6月実施予定。(以降は事業の進捗に応じて実施予定。)

(4)住民説明会

令和8年10月及び令和9年7月実施予定。(以降は事業の進捗に応じて実施予定。)